

## 長年寺所蔵「戒法傳受之作法」切紙の紹介

飯塚大 展

はじめに

長年寺（群馬県高崎市下室田町）には、多くの禅籍抄物、特に一州派の本参史料が所蔵されている。本稿では、同寺二世天岫方育（寶光智證禪師、永正十六年（一五一九）二月二十五日示寂）書写「戒法傳受之作法」切紙を紹介したいと思う。併せて、長年寺における伝法関係資料の特色とその教学的背景について言及したいと思う。

無極派（無極慧徹派下）・一州派（一州正伊派下）の切紙の目録は、長年寺所蔵『無極一派嗣書仁添目録次第等』（仮題）に収載されている。この目録によれば、無極派相伝の切紙は、五十一通である。

無極一派徒嗣書仁添目録次第

- 一、達磨一心戒作法、二、空塵書（二段書之。長故）、三、自家訓訣、四、龍天勘破話、五、大儀機、六、小儀機、七、梅花卷、八、十八般妙語、九、榮西記文録、十、卵形図、十一、国王授戒作法、十二、国王授形圖、十三、龍天授形作法、十四、龍天授形圖、十五、吾位圖、十六、君公書、十七、達磨傳法偈、十八、七佛傳法儀機、十九、同傳法授戒機、二十、勃陀勃地梵語、廿一、普門品相承（次第）、廿二、拈花微笑——則、廿三、永平開山密語、廿四、血脉包様（次第）、廿五、道場莊嚴次第、廿六、卍字嗣書上法、廿七、三星星様、廿八、天童十三則、廿九、了

畢判形圖、三十、達磨知死（期法）、廿一、六祖半紙大支、廿二、俱胝一指本則、廿三、月兩箇、廿四、外道問佛金鎖圖、廿五、宝鏡三昧圖、廿六、順堂燒香（儀式）、廿七、亦道場莊嚴表、廿八、太白峰記（嗣法合血）圖、廿九、太白峰記（心王主之）三昧、四十、大白峰記隱身三昧、四十一、同小儀機、四十二、同道場儀式、四十三、没後作僧儀式、四十四、嗣書添物諸録、四五、嗣法論、四十六、達磨歌、四十七、佛知死期法、四十八、生死大、四十九、三門切紙、五十、八句夜參作法、五十一、夜參行作法、

無極一派切紙之目錄可秘々々。」

この目錄と同種のものが、雙林寺にも相伝されており、天正七年（一五七九）の奥書を有する。更に一州派の本參史料である長年寺所蔵『門戸之書籍』には、切紙の目錄が付載されており、以下のように見える。

- 切紙（1）○七佛傳受作法、（2）○拈花本則、（3）○夜參之作法、（4）○卍字之圖、（5）○佛祖正傳鉄漢大事、（6）○三滲漏大支、（7）○佛正傳勃陀勃地、（8）○達磨知死期、（9）○佛祖正傳菩薩戒之血脉、（10）○傳受之次第、（11）佛々祖々密室圖、（12）○傳鉢義軌、（13）○佛祖正宗空塵書（下段）、（14）○上来之切紙、（15）○三宝印之參、（16）○合血之作法、（17）○師命受持椅子作法、（18）○卵形之圖、（19）○嗣法論、（20）○御大事參、（21）○佛祖正傳曹洞宗君決、（22）○龍天勘破話（血脉）、（23）○山居圖、（24）○同血脉、（25）○宝鏡三昧之圖、（26）○勃陀勃地之參、（27）○勃陀勃地梵語、（28）○上来之切紙、（29）○竜天勘破切紙、（30）○自家訓訣、（31）○二句之偈機縁、（32）○大魔境、（33）○榮西僧正記文、（34）○火焰裡之定、（35）○道元和尚置文、（36）○八句夜參作法、（37）○峩山不識上法語、（38）○月之兩箇、（39）○國皇授戒作法、（40）○宏智八句、（41）○龍天授戒作法、（42）○下炬之參、（43）○最極無上圖、（44）○入棺之切紙、（45）○了畢判形之様、（46）○阿字、大事、（47）○佛祖正傳戒法書、（48）○傳授作法、（49）○没後授戒作法、（50）○問訊之圖、（51）○戒法傳授作法、（52）○傳授之參、（1オ）（53）過去七佛之血脉、（54）○同傳授之參、（55）○居士之作法、（56）○一心之大事、（57）○了畢切紙、（58）○傳授之卷、（59）○七堂之切紙、（60）○嗣書焼却、（61）

○没后作僧義記、(62)○拈花之參、(63)○拄杖起基、(64)○道場作法、(65)○篔簹竹之義記、(66)○拂子之義記、(67)○守護儀句、(68)○暈字奇拜(傳授也)、(69)○三世諸佛向火焰裡大法輪点、(70)○頂相儀句、(71)○祝聖之切紙、(72)○妙之字、(73)○順堂燒香之儀句、(74)○生死支大、(75)○道歌、(76)○六祖半紙、(77)○峩山和尚一枚法語、(78)○普門品相承、(79)○妙來法王語、(80)○應量器、(81)○曹溪傳授之切紙、(82)○合判之大事、(83)○樹上話之切紙、(84)○非人引導、(85)○龜背宝塔密紙圖、(86)○以字不成、(87)○大白峯記、(88)○三明星、(89)○三說大死底本則、(90)○佛祖眼目大支、(91)○祝聖傳授、(92)○死灰之切紙、(93)○臨濟家一枚血脉、(94)○死母別腹、(95)○續松之切紙、(96)○同參禪、(97)○御大事、(98)○諸目錄話頭目錄、(99)○臨終問答切紙、(100)○塚火消切紙、(101)○十八般之妙語、(102)○梅花之卷、(103)○大儀軌、(104)○小儀規、(1ウ)

これによれば、江戸時代初期における長年寺相伝の切紙は百四通であることが解る。

やはり、一州派の寺院である雙林寺には双林寺切紙016「総而四十三之切紙目錄」(筆者による整理番号)、双林寺切紙0131「雙林寺切紙・本參目錄」が所蔵されており、江戸時代初頭、双林寺室中において相伝されていた切紙の体系を知ることが出来る。後者の「雙林寺切紙之次第」部分を以下に紹介したい。

雙林寺切紙之次第

- (1) 〽一、永平道元和尚一枚密語、(2) 〽一、露柱之切紙、(3) 〽一、柴西記文録、(4) 〽一、應量器之圖、(5) 〽一、勃陀勃地之切紙、(6) 〽一、一州以来巡堂燒香之大事、(7) 〽一、六祖半紙切紙、(8) 〽一、大陽玄浮山付語本則、(9) 〽一、續松之切紙、(10) 〽一、伝授後之目錄、(11) 〽一、嗣書血脉守護神、(12) 〽一、拈花之圖、(13) 〽一、七堂圖形、(14) 〽一、上來之話切紙、(15) 〽一、如來付囑之語、(16) 〽一、血脉袋子狐之切紙、(17) 〽一、傳授秘密秘書秘語之目錄、(18) 〽一、佛祖正法眼血脉、(19) 〽一、三星之圖、(20) 〽一、道元和尚住吉五个条、(21) 〽一、一本劔切紙、(22) 〽一、傳授之參、同傳後之參、

雙林寺代々如斯。」

(23) 〱一、一州以来七佛儀式、道元書狀、(24) 〱一、大興和尚合判・偏正一致、(25) 〱一、二句偈之大事、(26) 〱一、寶鏡三昧圖、(27) 〱一、過去七佛傳後之切紙、(28) 〱一、拂子切紙、(29) 〱一、寂靈擯出之切紙、(30) 〱一、應身之録上段、(31) 〱一、拄杖・拂子・竹篋之大事、(32) 〱一、梅花嗣書切紙、(33) 〱一、曹洞山居判形切紙(當寺ノガニテハナシ)、(34) 〱一、迦文勒三說大死底本則、(35) 〱一、佛祖正傳要法空塵書中段、(36) 〱一、無極和尚カタ假字目錄御自筆ノ写シ。」

本書ハ補陀寺ニ在之。(1ウ)

(37) 〱一、鐵漢大事之切紙、(38) 〱一、戒法傳授之作法、(39) 〱一、佛具三種之切紙、(40) 〱一、頂門眼之切紙、(41) 〱一、略道場之儀軌、(42) 〱一、祝聖之切紙、(43) 〱一、訓訣之切紙、(44) 〱一、巾之切紙、(45) 〱一、法嗣付与帳、(46) 〱一、嗣書袋・袈裟袋之圖、(47) 〱一、堪忍之切紙、(48) 〱一、道場莊嚴之切紙、(49) 〱一、太白峰合血之圖、(50) 〱一、傳授之作法、(51) 〱一、嗣書傳授之作法、(52) 〱一、曹洞三位之切紙、(53) 〱一、當參話目錄并月之兩個、(54) 〱一、菩薩戒之作法大儀規、

(55) 〱一、問訊之大事、(56) 〱一、夜半傳授之作法、(57) 〱一、天童如淨与道元嗣法論、(58) 〱一、門徒了畢之判形出ス法様、

従事鶴峰和尚并訣山和尚「洪州受取、大通和尚江」相渡切紙之目錄、大概」如斯。以来代々如此相調、小師仁可被相渡者也。」

洪州察叟(花押)

最大山雙林寺本參之」目錄并夜參之秘訣、同」秘傳之書相渡候分」

〔中略〕寛永十五年戊寅年正月吉辰〕

洪州察老納（花押）

この切紙目録は、寛永十五年（一六三八）正月に、雙林寺十三世鶴峰聚孫（寛永三年（一六二六）十二月十六日寂、慶長元年（一五九六）遠州圓通院より晋住）、同寺十四世訣山銀鎖（慶長十四年（一六〇九）五月二十九日寂、信州松代大佛寺より晋住）より洪州磨察が相伝し、同寺十七世大通關徹（寛永九年（一六三三）二月二十七日寂、上総天安寺より晋住）へと伝授した資料（転写）である。伝法儀札関係切紙（嗣書傳授之作法）、「戒法傳授之作法」、「菩薩戒之作法大儀規」等）が全体に占める割合が極めて高いことに注目すべきものと思われる。

### 曇英慧應の「遺書」について

「慧應定法嗣遺書」文（長年寺所蔵『三師傳功録』（二部ある内の一本））に以下のように見える。

慧應定法嗣遺書文

第一定法孫、前當住能々和談不可依年齡老少、撰如法心妙、仁、在待真寮、晝夜奉事先師、積功作、志順、熟之上、聊令免許。隨逐膝下之間、宗旨建立之儀、專家之建立、身上之建立、叮嚀、指南、有可然者、不可過二三弟。勿論檀緣俗緣好緣語者、堅傳子孫、無益也。至時與達家、指副此、龍瑞記一卷、可相渡。若又私之俣、有子弟契約、定儀、急度從本山可追放。必寺家破滅之基也。如評守自家、於無師子心疎、住持三四年過、以鳳瑞記可付與也。第一之蹟、龍瑞紀一處、本參最初筋目、嫡弟許一人。自餘皆可用本來面目。微細義、透參、仁可依根機。將亦節々法幢無用也。好語不可說盡。說盡則、人必易之。規矩行、人必繁之。福若盡則、緣必孤也。勢

若<sup>シ</sup>使<sup>メ</sup>「<sup>レ</sup>尺<sup>ハ</sup>」禍<sup>ヒ</sup>必<sup>ズ</sup>至<sup>ル</sup>。五<sup>ノ</sup>祖<sup>ノ</sup>演<sup>ノ</sup>和<sup>ノ</sup>尚<sup>ノ</sup>下<sup>ノ</sup>語<sup>ヲ</sup>、眞<sup>ニ</sup>末<sup>ノ</sup>世<sup>ノ</sup>龜<sup>ノ</sup>鑑<sup>ナリ</sup>也。久<sup>ク</sup>在<sup>リ</sup>住<sup>ル</sup>之人<sup>モ</sup>、法<sup>ノ</sup>幢<sup>不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>過<sup>ニ</sup>五六<sup>度</sup>」此<sup>ノ</sup>内<sup>ノ</sup>夜<sup>ヲ</sup>參<sup>ス</sup>三<sup>度</sup>程<sup>ノ</sup>歟。傳<sup>ノ</sup>授<sup>ヲ</sup>以後<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>參<sup>ノ</sup>話<sup>三<sup>則</sup>并<sup>病<sup>中</sup>古<sup>則</sup>七<sup>則</sup>上下<sup>卷</sup>不<sup>レ</sup>記<sup>ニ</sup>」取<sup>テ</sup>之<sup>ヲ</sup>。本<sup>ノ</sup>目<sup>ノ</sup>録<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>内<sup>ニ</sup>連<sup>綿</sup>、古<sup>則</sup>百<sup>七</sup>十<sup>則</sup>、同<sup>ノ</sup>宗<sup>ノ</sup>門<sup>ノ</sup>中<sup>ノ</sup>「話<sup>頭</sup>三<sup>百</sup>五<sup>十</sup>則、以上<sup>合</sup>五<sup>百</sup>三<sup>十</sup>則。自<sup>ソ</sup>餘<sup>ノ</sup>者<sup>皆</sup>、他<sup>ノ</sup>家<sup>ノ</sup>馬<sup>ノ</sup>祖<sup>ノ</sup>臨<sup>ノ</sup>濟<sup>下</sup>話<sup>頭</sup>也。當<sup>ノ</sup>門<sup>ノ</sup>徒<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>夜<sup>ノ</sup>參<sup>七<sup>透</sup></sup>、向<sup>テ</sup>後<sup>若<sup>シ</sup>出<sup>テ</sup>」枝<sup>ノ</sup>葉<sup>ヲ</sup>有<sup>ラ</sup>末<sup>ノ</sup>山<sup>ノ</sup>建<sup>立</sup>人<sup>ノ</sup>、夜<sup>ノ</sup>參<sup>三<sup>透</sup></sup>分<sup>テ</sup>可<sup>ニ</sup>充<sup>テ</sup>行<sup>ハ</sup>。宏<sup>ノ</sup>智<sup>ノ</sup>自<sup>ノ</sup>贊<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>透<sup>リ</sup>、鏡<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>透<sup>リ</sup>、秘<sup>ニ</sup>在<sup>ス</sup>當<sup>ノ</sup>寺<sup>ノ</sup>、不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>出<sup>ニ</sup>門<sup>外</sup>、於<sup>テ</sup>爲<sup>ル</sup>」兒<sup>ノ</sup>孫<sup>ノ</sup>者<sup>、背<sup>カ</sup>此<sup>ノ</sup>旨<sup>ノ</sup>者<sup>、忽<sup>チ</sup>自<sup>ニ</sup>大<sup>ノ</sup>圓<sup>ノ</sup>鏡<sup>中</sup>放<sup>テ</sup>大<sup>ノ</sup>光<sup>ノ</sup>焰<sup>ヲ</sup>、你<sup>等</sup>」内<sup>ノ</sup>證<sup>立</sup>處<sup>ノ</sup>燒<sup>却</sup>看<sup>ヲ</sup>矣。」</sup></sup></sup></sup></sup></sup>

長<sup>年</sup>開<sup>山</sup>勅<sup>賜</sup>寶<sup>光</sup>智<sup>證</sup>禪<sup>師</sup>曇<sup>英</sup>應<sup>叟</sup>、「二<sup>世</sup>天<sup>軸</sup>方<sup>育</sup>首<sup>座</sup>示<sup>ス</sup>之<sup>ヲ</sup>。方<sup>育</sup>百<sup>拜</sup>書<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>。」

文<sup>龜</sup>貳<sup>壬</sup>戌<sup>季</sup>八<sup>月</sup>十<sup>二</sup>日 慧<sup>應</sup>在<sup>判</sup>。」

これによれば、法孫の確定については、如法（修行綿密）にして心妙（篤い求道心）の人物を選び、侍真寮にて先師への報恩行に励み、修行の功を積んだ後に、法孫の資格ありとする。次に住持が直接に指導するのは、宗旨、家、身上の三つの建立であり、丁寧に指導し、（器量選んで）一三人ばかりを法弟とする。自家として独立する際には、『龍瑞記』一卷を、更に住持職を三四年務めた後に『鳳瑞記』を授ける。法幢を五六回立てる間に、「夜參」（三位透）を三度ほど請益勸弁を行なう。「伝授後之參話三則」並びに「病中七則」、本目録（一州派參話目録）内の一連の古則百七十則、同じく本目録にある「宗門中之古則」三百五十則、以上五百三十則が長年寺における主な公案体系である。その外は、他家（馬祖・臨濟下）の話頭である。長年寺門徒の「夜參」は七透であり、末寺住持の場合には三透である。「宏智自贊之透」、「鏡之透」は長年寺のみに行うものであるとする。因みに、この曇英「遺書」は、その原本は失われており、長年寺における最も古いテキストは後述の受連書写『鳳瑞記』に引用されている一文が該当する。

『龍瑞記』については、天産受連の書写本が長年寺に現存する。

右<sup>三寶</sup>此<sup>書</sup>ヲ龍<sup>瑞</sup>氣<sup>卜</sup>名<sup>付</sup>ル因<sup>縁</sup>者、上<sup>州</sup>室<sup>田</sup>山<sup>長</sup>年<sup>禪</sup>舍<sup>有</sup>室<sup>間</sup>、此<sup>ノ</sup>上下<sup>卷</sup>作<sup>ス</sup>ルニ、一<sup>尺</sup>五<sup>寸</sup>斗<sup>之</sup>赤<sup>班</sup>蛇<sup>、左<sup>之</sup>袖<sup>ノ</sup>上<sup>ニ</sup>登<sup>テ</sup>蟠<sup>ル</sup>。作<sup>ル</sup>此<sup>書</sup>ノ僧<sup>見</sup>付<sup>是</sup>、以<sup>テ</sup>定<sup>木</sup>欲<sup>レ</sup>擊<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>。山<sup>僧</sup>叱<sup>ニ</sup>此<sup>僧</sup>云<sup>、為<sup>ニ</sup>此<sup>冊</sup>子<sup>、末<sup>代</sup>子<sup>孫</sup>為<sup>ニ</sup>哀</sup></sup></sup>

民<sup>(感)</sup>。護法龍天感應処、一、氣瑞現形<sup>ス</sup>。門風永扇、至祝至<sup>レ</sup>禱々々。今一卷ヲ鳳瑞氣ト作<sup>ス</sup>。同日也。鳳室之忌日、有室<sup>一</sup>、間<sup>ニ</sup>依<sup>テ</sup>之作<sup>ス</sup>。因名<sup>ク</sup>鳳瑞氣ト者也。／

于時元龜四年(癸酉) 九月廿四日、長年寺七代天產受連叟之書、以長年<sup>一</sup>、丈室中鎖子箱中<sup>ニ</sup>置也。

天產受連

董印「天產」

丸印朱印白文「受連」

□ (花押) /

この一文は、『龍瑞記』の序文に該当し、『鳳瑞記』の由来にも言及する。これによれば、本書は、元龜四年(天正元年(一五七三)) 九月二十四日に、長年寺七代天產受連(天正十年(一五八二) 六月五日示寂) が書写して、同寺室中の鎖子箱に収めたとする。

また、その奥書には、

天產受連

董印「天產」

丸印朱印白文「受連」

□ (花押) /

○存慧<sup>(付カ)</sup>府与之。／

長年八世日庭惠和尚附与是藝。／

于今長應尊老慥奉送与之者也。／

于時天正廿二春十四日／

前惣持長年八世日庭(花押)／

是藝

董印「学州」

丸印朱印白文「是藝」

□ (花押) /

附与存禎尊老／

長應(花押)／

從長應盛林更取之。／

少山盛林(花押)／

于時慶長拾二〔丙午〕正月吉日／

附与 長瑞尊老／

存察

童印「圓室」

丸印朱印白文「存察」

（花押）

とあり、その相伝の次第が分かる。受連は、同寺八世日庭存慧（慶長八年〔一六〇三〕二月五日示寂）に付与し、天正二十年〔一五九二〕存慧は学州是藝（慶長十四年〔一六〇九〕八月二十六日示寂）に、亦それ以前に喚英長應（慶長五年〔一六〇〇〕九月二十八日示寂）に相伝している。長應は同寺十一世祥山存貞に付与し、第十二世少山盛林も長應より相伝している。相伝の記載は無いが、第十三世圓室存察（正保二年〔一六四五〕十二月二十日示寂）は少山より相伝したと思われる。圓室は、慶長十二年〔一六〇七〕正月吉日に第十四世色翁長瑞（寛永十一年〔一六三四〕十月四日示寂）付与している。また、『鳳瑞記』の奥書には、以下のように見え、『龍瑞記』の記述とほぼ相応する。

○此兩冊子ニ 同シ話頭ヲ三様五様ニ挙唱相変ル事、以上五人ノ任ニ機當ニ免許有ル道利。此目、方、唱ヲ尋ルニ、心同意ニシテ、面向別々也。

此兩冊子ノ内、朱、丸点三点アルハ、門徒之秘參也。三則之、古則不載之。三年后ノ參、病中ノ參也。是前々參得内、有之。末后一言、以巴鼻可有合点也。

天産受連

童印「天産」

丸印朱印白文「受連」

（花押）

存恵和尚府与之。

付カ

是藝

童印「学州」

丸印朱印白文「是藝」

（花押）

從長應盛林更取之。

長年十二世少山盛林（花押）

更取年号慶長拾二正月吉／

于時天正 存察(花押) 長瑞(花押) /

曇英会下の公案体系に關しては、長年寺には「本参目録」が二種現存する。同寺第十二世少山盛林(慶長十八年(一六一八)三月廿日示寂)自筆の参話目録があり、文中に「毘盧山龍穩寺開山無極和尚、月江文和尚、泰叟和尚ヨリ傳語本參、室中不出直傳也」とみえる。また、別に「七代御辛勞之目録之写也」と冒頭に記される参話目録が所藏されており、その原本は長年寺第七世天産受連(天正十年(一五八二)六月五日示寂)が相伝したものである。因みに受連が相伝伝授した本参史料が長年寺には多く残されている。前者の史料を紹介したいと思う。

始

- (1) 徳山入門棒、(2) 徳山垂衆云、我祖――自救不了、(3) 徳山・臨濟・百丈版方丈、(4) 雲門平地上死人、(5) 趙州三佛、(6) 雲門一代時教、(7) 万法皈一、(8) 楞嚴經云、若能――来、(9) 雲門倒一説、(10) 夾山境、(11) 一夜落花、(12) 南泉物外道、(13) 西天大耳三藏――不見、(14) 〇南泉智有底人、(15) 馬祖胡乱、(16) 三玄、(17) 啐啄同時眼、(18) 四料揀、(19) 四喝、(20) 向上――窮、(21) 居山好、(22) 普化鐸、(23) 陸公大夫時人一株(撃竹悟道、身心脱落、主人公)、(24) 佛杖林山下――、(25) 粉陽三句、(26) 上至須弥――天、(27) 深入禪定、(28) 照尽体――道、(29) 兩箇泥牛闢入海――、(30) 深処棒、(31) 三聖出不出、(32) 四句百非、(33) 作客黄金――彰、(34) 六根不具七識不全、(35) 南泉十八上、(36) 雪覆芦花――染、(37) 到得皈来――、(38) 聖人無己――、(39) 如鳥如鶴如虎缺、(40) 雲門遊山斲水、(41) 洞山麻三斤、(42) 瀉山淨瓶躍倒、(43) 婆子燒菴、(44) 十身調御、(45) 投子大死底、(46) 宏智上堂會到――、(47) 一字不説、(48) 洞山喫菓子、(49) 〇三日書、(50) 先師黙処、(51) 欲知誕生王子――箆、(52) 向上愁、(53) 〇鼈鼻蛇、(54) 二庵主勘破、(55) 雲門云、拳不顧――悟、(56) 雲門鐘声――、(57) 万法皈一、(58) 南泉陸巨大夫何姓、(59) 驢陵米、(60) 二僧卷簾、(61) 巴陵明眼人落井、(62) 烏旧棒、(63) 三界無法、(64) 若為人輕賤――、(65) 角鉄背問答、(66) 乾峰拳一、(67) 金牛飯桶、(68) 楊岐栗棘蓬、(69) 臨濟一喝賓主、(70) 徳山黄帝橫走、(一才) (71) 雪峰鼈山成

- 道、(72) 丹霞木佛、(73) 雲門非思量、(74) 世尊拈花、(75) 世尊陞座、(76) 香嚴樹上、(77) 馬祖陞堂、(78) 風穴通不  
 犯、(79) 瑞岩主人公、(80) 雲居孤峯独宿、(81) 別山相見、(82) 雲門話墮、(83) 雲門透法身、(84) 禾山解打鼓、(85)  
 牛窓樞、(86) 船子夾山、(87) 古德大修行底人、(88) 曹源一滴水、(89) 慈明一盆水、(90) 天下人舌頭一一解言、(91)  
 鳥窠布毛、(92) 瞎驢滅却、(93) 透網金鱗、(94) 智門蓮華、(95) 岩頭古帆、(96) 三明星、(97) 滄山安有一一樹、(98)  
 雪峯粟米粒、(99) 三滲漏、(100) 身心脫落三悟道、引牡丹花、愁夢月一一、(101) 長慶遊山、(102) 十六開士、(103) 托  
 鉢下堂、(104) 紫胡狗、(105) 道悟極則撥草一一見性、(106) 乾峰三種病人、(107) 毘盧師法王主、(108) 幻人、(109) 斷  
 臂安身、(110) 趙州云、未透此關一一初、(111) 黃檗示衆一一拋輪、(112) 洞山無情說法、(113) 巴陵清淨法身、(114) 道大  
 陽隘目、(115) 多福一叢竹、(116) 谷山遠祖師西來意、(117) 雪峯輕打我、(118) 慈明釣絲水、(119) 雲門十五日已前、(120)  
 一邊消災咒、(121) 三聖臭肉蠅、(122) 紹山是非不到、(123) 十二時法尔禪、迷逢達磨、(124) 塩官処色空偈、(125) 興化多  
 子塔前、(126) 三喫茶、(127) 乾峰一路、(128) 趙州空中指一片雲、(129) 芦牙穿膝、(130) 六祖傳衣、(131) 龐婆入鹿門寺設  
 齋、(132) 保壽本來面目、(133) 独木橋、(134) 以大圓覺一一藍、(135) 六賊主人公、(136) 夾山會処不會処、(137) 三路、  
 (138) 壽年、(139) 威音前一箭、(140) 風邊秀海雲高、(141) 如何是曹洞宗(鶴宿枯枝)、(1ウ) (142) 曹洞宗云、黑狗一一、  
 (143) 世間空、(144) 傳授了羨、(145) 傳授坐敷、(146) 竹篋背觸、(147) 心个没湖、(148) 本源自性天真仏、(149) 水潦大悟、  
 (150) 達磨四哲、三、(151) 寶中主三三、(152) 大圓鏡智、(153) 宗門四智、(154) 三拄杖、(155) 四祖一隻虎、(156) 五祖一株  
 松、(157) 栽松道者、(158) 六祖傳衣、(159) 韶國師宗風、(160) 汾陽五門、(161) 一毫吞巨海、(162) 到大休一一句子、(163)  
 驀直一一田地、(164) 曾不墮一一苧、(165) 物表一一親、(166) □□ター、(167) 自己一一不到処、(168) 自己一一地、(169)  
 夫欲得无上一一許、(170) 委悉参一一看、(171) 玄処有路、(172) 是一一同、(173) 鷲兒一一他、(174) 了ター一真、(175) 三  
 朝王子、(176) 大陽玄、林才再參黃檗、(177) 古德殺人放火、(178) 趙州勘破、(179) 若不眠同床一一、(180) 至道無難、(181)  
 香嚴樹上(三位也)、(182) 妄智寂、(183) 青原這个、(184) 六祖不汚染、(185) 廓侍者問答、(186) 一物不將來、(187) 月兩

个、(188)維摩入不二、(189)三脚驢兒、(190)黄檗南泉機縁、(191)衲衣下事、(192)西院問答、(193)法眼角鉄贅、(194)擬々不顧禮拜、(195)親処棒、(196)野狐、(197)保壽開堂、(198)開田大善、(199)屠肉大悟、(200)端居大宝、(201)樹上、(202)黄竜念讚、(203)三処相見、(204)透網底、(205)長沙本來人、

此兩冊子ニ、同話頭ヲ三様五様ニ挙唱相變ルコトハ、以上五人ノ機當ニ任テ、免許有ルノ道利カ、此唱ヲ「尋ルニ、心口同意ニシテ、面向別々也。此兩冊子ノ内ニ、朱ノ九点三点在ルハ、門徒ノ秘參也。」(2オ)三則之古則不載之。

三年後之參、病中參也。」是レモ前々參得ノ内ニ在之。末后ニ一言ノ以巴鼻「可有合点也。」

自「英和尚」代々傳授了而傳ル物本室中ヲ不出者也。」藏身処没蹤跡ヲ、趙州雪庭臥、相救々々。」

毘盧山龍穩寺開山無極徹和尚、月江文和尚、泰叟和尚ヨリ傳語本參、室中不出直傳也。」

- (1) 死活當頭一句子、(2) 轉凡人聖ノ自己、(3) 自己不轉、(4) 自己轉処、(5) 自己醒処、(6) 自己目前兩墀、隔、(7) 自己目前一致、(8) 自己真照溯源、(9) 臺釐功迷、(10) 智不到一句子、(11) 智不到功位迷、(12) 清白圓明智不到、(13) 智不到轉處、(14) 智不到不轉、(15) 智不到不点々処、(16) 智不到異弁眼、(17) 功位路玄通処、(18) 那邊承當、(19) 那邊透過、(20) 那邊躰得這裡行履、(21) 阿誰之勘弁、(22) 那時三主ノ勘弁、(23) 那時窮極、(24) 位裡点側、(25) 裡頭却來、(26) 偏正一致、(27) 目前点側、(28) 外頭却來、(29) 那邊退得這裡行李、(30) 衲僧本分行履、(31) 衲僧要活、(32) 衲僧活要、(33) 宏智后八句、

### 目録

少山和尚御自筆之通り也。(花押)

傍線部は、『鳳瑞記』奥書の内容に一致している。この「目録」が、曇英以来、長年寺室中のみにて相伝されてきたものであり、無極慧徹、月江正文、泰叟妙康と次第する伝語の本參であることを言う。更に「三位透之參」が付載されている。曹洞宗における「三位透之參」は主要な公案參得の階梯であり、通常は三段階で構成されている。その名称は、たとえ

ば、「自己」「智不到」「那邊(那時)」、あるいは「鉄」「銀」「金」、あるいは「最初」「中当」「向上」、さらには「一透」「二透」「三透」、「初」「中」「後」とさまざまであるが、三段階の構成はほぼ各派共通と言える。これを広義には「三位」というが、狭義には「自己」「智不到」「那邊(那時)」の三位による、祖師の語句や機縁を体系化した物を「三位之透(さんいのとおり)」と言う。無極・一州派において「三位」の本参・夜参は、多様な展開をしており、門派内にそれぞれ独自の体系を構成していった。

「無極授月江記文(置文)」切紙は、了庵慧明派下に共通して相伝されているものである。美濃補陀寺の無極慧徹の会下にあった月江正文が関東に赴くに際して、師の無極から示された旨訣とされるもので、この中で「三位之透」の項目及び由来が説かれている。

これに拠れば、無極派の派下の本参の体系は、(1)死活当頭一句子、(2)転凡入聖自己、(3)々々<sup>自己</sup>転処、(4)自己不転、(5)自己醒処、(6)自己目前兩堦之隔、(7)自己目前一致、(8)自己真照淵源、(9)毫釐之功迷、(10)智不到一句子、(11)智不到之功位迷、(12)清白円明智不到、(13)智不到転処、(14)智不到不転、(15)智不到不転々々、(16)智不到異弁異眼功位、(17)玄路通処、(18)那邊承当、(19)那邊透過、(20)那邊体得這裡行履、(21)阿誰勘弁、(22)那時三玄勘弁、(23)那時窮極、(24)位裡転側、(25)裡頭却参、(26)偏正一致、(27)目前転側、(28)外頭却来、(29)那邊退得這裡行李、(30)衲僧本分之行履、(31)衲僧要活、(32)衲僧活要となる。長年寺においても、「三位之透参」は、上掲の少山盛林書写「参話目録」に継承されており、天産受連以降の本参史料において、その具体的な様態を知ることが出来る。長年寺には、二種類の「月江和尚置文」が所蔵されているが、その一つの奥書に「慶長十四己酉仲春十四日／前永平長年十三代圓室察書之。(花押)」と見える。

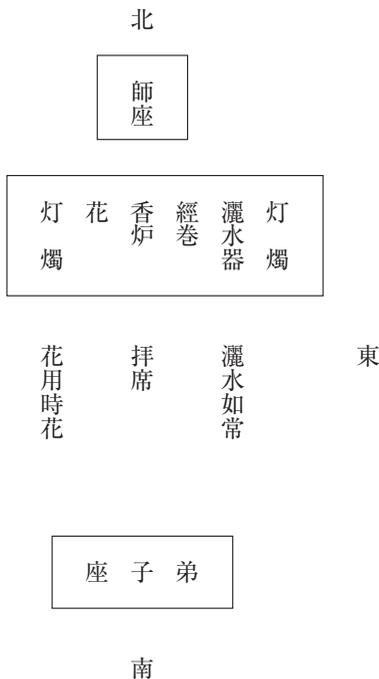
### 伝法儀礼関係切紙について

嗣法に関する切紙は多様で有り、切紙全体に占める割合も高いと言える。例えば、「小儀規」（「小儀式」）は嗣書の伝授を中心とする儀礼を記し、「大儀規」（「大儀軌」）は「菩薩戒」の伝授の儀礼を中心とする内容である。後者の伝戒に関する切紙は、嗣法の前提としての意味を有するが、「菩薩戒作法」そのものが、実は「戒品」として重要な意義が付けられている。種々の授戒儀礼に関する切紙については、別稿に譲るが、例えば、神人化度に関わる「龍天授戒血脉并道場儀規」（長年寺所蔵『門戸之書籍』所収）などが存する。中世における戒律復興、特に授戒の多様な展開は、林下曹洞宗においても顕著な特徴と言える。「国王授戒作法」「龍天授戒作法」「水神授戒之切紙」「山神授戒之切紙」「畜生授戒」「亡靈授戒」「居士授戒作法」等の授戒関係切紙は、各派の「切紙目録」に見出すことができる。

伝法儀礼関係切紙の中でも、古い史料の一つに応永二十四年（一四一七）九月二十九日、挑明庵において宝慶寺八世喜舜から永久藏主へ伝授された、永平寺所蔵「建仁榮西千光禪師伝法儀軌」（『永平寺史料全書』文書編第一卷No.54）がある。

建仁榮西千光禪師傳法儀軌

受經作法、先<sup>ツ</sup>道場莊嚴、須<sup>ニ</sup>構<sup>ハ</sup>閑<sup>ニ</sup>静所<sup>ヲ</sup>、受者沐浴淨潔、著<sup>ツ</sup>新<sup>ニ</sup>淨衣<sup>ヲ</sup>、或<sup>ハ</sup>舊衣浣洗、受者具<sup>シテ</sup>威儀、焼香  
 礼三拜<sup>シ</sup>于大殿等諸堂、却来<sup>シ</sup>師所、師<sup>ハ</sup>座<sup>ス</sup>面南。受者北面、焼香礼九拜<sup>ス</sup>、々後踞跪<sup>コキテ</sup>合掌<sup>シテ</sup>、且待<sup>ツ</sup>作法<sup>ヲ</sup>。」



受戒之時、可誦、我今盧遮那、方坐蓮華臺之偈、

師合掌云、普賢、十願、禮敬諸佛、稱讚如來、廣修供養、懺除業障。」隨喜功德、請轉法輪、請佛住世、常隨佛學、恒願衆生、

普皆廻向、受者、俱誦。

次三歸、南無歸依佛、南無歸依法、南無歸依僧、歸依佛兩足尊、歸依法離塵尊、歸依僧衆中尊、歸依佛竟、歸依法竟、歸依僧竟。」

次四弘願、衆生無邊誓願度、煩惱無邊誓願斷、法門無盡誓願智、無上菩提誓願證。」

次南無釋迦牟尼佛十聲、次開經偈、無上甚深微妙法、百千萬億劫難值、」我今見聞得受持、願解如來第一義。」

次揭經題三反、次師合掌取經薰香、而度与受者、々々合掌展兩手受之、」師自經始讀之。文句須分明。受者深信而受讀之。但法花經至于退坐一面而止也。或及經終也。受者不離坐具而立。北面三拜了。餘受經皆準此法受矣。」或受著座、

在坐具而坐、捧卷受之也。

日本元徳元年八月一日、在吉祥山永平寺堂奥受之。

中興老師面南、曇希北面禮拜、依此儀軌矣。

本云、文暦二年乙未八月一日、依此儀軌。

弘安戊寅十月一日、依此儀軌。

(奥裏書)

佛祖傳法儀軌 於挑明庵

授永久藏主畢。

応永廿四年九月廿九日

喜舜(花押)

(端裏うわ書)

千光禪師之分

傳法儀軌 秀私之。

上掲の資料の特徴は、第一に建仁寺開山栄西(千光禪師)の伝法儀軌であること、第二にその内容が授戒儀礼を伴う法華経授経を中心とする儀式であること、第三にその相伝の系譜について、宝慶寺八世喜舜から後の同寺九世となる永久藏主へと伝授された切紙であり、寂円派相伝の切紙と位置づけられる点にある。元徳元年(一三二九)八月一日に、中興老師すなわち永平寺五世義雲(一二五三〜一三三三)から、同寺六世・宝慶寺三世曇希(一二九七〜一三五〇頃)に伝えられ、かつ実際に行われた儀礼であるとする。さらにその元奥書に依れば、「文暦二年(一二三五)八月一日」及び「弘安戊

寅（元年、一二七八）十月一日」にもその授受及び儀礼が行われたことが記されている点も重要である。この点に関して、石川力山氏は、「文暦二年八月一日・弘安元年十月一日の伝授がいかなる事実を示しているか不明であるが、文暦二年八月十五日には、道元より理観に対して、栄西相承明全所伝の戒脈が授けられ、また『仏祖正伝菩薩戒作法』が道元より懐奘に伝授された事実があり、これに先立って行われた儀礼と見ることができるとは、『授理観戒脈』の奥書に、「道元授理観畢。若非梵行人带衣鉢者、莫授与矣」とあることから、八月一日に行われた儀礼は伝法附法であったと見ることができると推定されている。

次に、『峨山派室中切紙』所収「伝法付衣一校儀軌」「授紙伝記」、この二通の切紙の相伝の系譜に拠れば、石屋派の祖である石屋真梁以降、文龜二年（一五〇二）宗睿から宗本へと相伝されてきたことがわかる。「授紙伝記」切紙によれば、この伝法作法は「栄西僧正伝法作法」であり、その内容が「普賢十願」「三帰戒」「四弘請願」「宝号（南無釋迦牟尼仏）」「開経偈」「拳経・読誦」である点で共通する。「栄西伝法儀軌」切紙では、『法華経』以外の經典授与については明示されていなかったが、石屋派所伝の「授紙伝記」においては、先ず法華経を受け、次いで梵網経を受けるとしており、師資による『法華経』寿量品の読誦が附加されている点が異なる。『法華経』『梵網経』授与儀礼は、永光寺所蔵「焼香礼拝并三帰依、普賢十願并開経偈」切紙（明庵東察所伝）においても、同様の記載が見える。

中世後期における永平寺室中の伝法関係史料についてみてみたい。

（1）以貫付法状

於吉祥山永平禪寺丈室而、「宗門之法則・法器等、不殘」一物、于新祖棟嗣資之也。「聊不渡鹿案秘訣矣。」如件、「  
 心心圓一、「一在無功、」

君臣合道、「柳緑花紅。」

皆大永第七丁亥年仲春三日」

現住祥山永平〔以貫〕以貫〔花押〕」

(2) 祚棟付法状

於吉祥山永平禪寺丈室、「宗門之一大事因縁、儀軌・戒品、法器・杖・扠、不遺一物、〔三寶印〕祚玖首座傳附畢。根基」牢實、血脉貫通、金鎖連」環、相續不斷、至祝至禱。」

皆永祿三〔庚申〕七月廿八日

現住永平十七世沙門祚棟〔宋印文・祚棟〕花押

(3) 祚棟伝法偈

傳法之偈云、「法法圓融、無始無終、異苗繁茂、心地崆峒。」

皆永祿三〔庚申〕七月廿八日

吉祥山永平禪寺十七世沙門祚棟〔宋印白文・祚棟〕

(4) 傳法之儀軌〔駒澤大学図書館所蔵『室中切紙謄写』〕

敷座具、書嗣疏了、連了、其下二師傳授之偈ヲ、師之自筆ニテ書ス。年号日付判シ了テ、嗣疏ヲ疊セ、次儀軌・戒本ヲ傳授シ了テ、儀軌・戒本ノ奥ニ、年号・日付・師号・在判也。

(5) 『仏祖正伝菩薩戒作法』奥書

右大宋寶慶元年九月十八日、「前住天童景德堂頭和尚、授道元式戒如是、祖日〔于時燒香侍者〕・宗端知客・広平侍者等、周旋」行此戒儀、「大宋寶慶中傳之也。」

〔中略〕

從此年八月大永元年也。日本永正十八年辛巳六月廿八日、「在丈室、以」先師縁和尚聽許書寫之。」

伝法十六世五十一歳 比丘以貫

日本天文九年辛丑三月廿八日、「在丈室、以」先師貫和尚聽許書寫之。傳法十七世 比丘祚棟。

皆天文九年（庚子）季春廿八日、以（朱印白文）貫（花押）

日本永祿三年（庚申）七月廿八日、「申在丈室、以」先師棟和尚聽許書寫之、傳法十八世 比丘祚玖 三十歳。

皆永祿三年（庚申）年七月廿八日、祚（朱印白文）棟（花押）

（1）「以貫附法状」（『永平寺史料全書』文書篇 第一卷 No.74）によれば、大永七年（二五二七）、永平寺室中において、永平寺十七世以貫（現世代）から祚棟（祚棟）へと「宗門之法則」と「法器」等の秘訣が伝授されると共に、証明の偈頌が附与される。証明の偈頌については、（3）「祚棟伝法偈」（同上 文書篇 第一卷 No.82）が「附法状」とともに伝授されており、一連の伝法資料であることが解る。「宗門之法則」とは、宗門（林下曹洞宗）における相伝史料（切紙・本參を始めとして伝戒史料を含む）に該当し、「法器」は嗣法の証とされる法具（袈裟・鉢盂（応量器）・拄杖・扠子）を指すものと思われる。（2）「祚棟附法状」（同上 文書篇 第一卷 No.83）には、「於吉祥山永平禪寺丈室、宗門之一大事因縁、儀軌・戒品、法器・杖扠、不遺一物、祚玖首座伝附畢」と見える。伝法は、嗣法証明（三物伝授）を中心とするが、この外に參禪了畢の証明、『仏祖正伝菩薩戒』（以下『菩薩戒』）の伝授の証明、伝衣の附授証明という形式によってもなされる。（4）「傳法之儀軌」に見えるように、『菩薩戒作法』の伝授と「傳法偈」書写については、室内の儀礼として定められていたと思われる。祚棟の「付法状」に見える「戒品」は、『菩薩戒（作法）』の伝授が作されたことを意味する。祚棟書写の（5）『菩薩戒作法』が永平寺に現存する。永祿三年（一五六〇）七月二十八日に、祚玖は師である祚棟の『菩薩戒作法』書写の許可を得て書写しているのであり、同日に先の付法状及び伝法偈も与えられている。

「宗門之一大事因縁」とは、切紙や本參といった相伝史料を概括する言葉として用いられ、「儀軌」は伝法に関わる儀式の軌則であり、「戒品」は『佛祖正傳菩薩戒作法』や『出家略作法』といった伝戒史料を指すものと思われる。例えば、長野県塩尻市西福寺には、開山圭嶽珠白自筆の『佛祖正傳菩薩戒教授戒文』『出家略作法』（二世長國宗永興書）が所蔵され

ている。それぞれの奥書には、「圭嶽(花押)ノ于時慶長十四曆(己酉)林鐘念七莫ノ西福開山圭嶽白大和尚自筆。ノ常源山西福室中置之。ノ他不出 永長國叟書之。ノ(花押)」とある。室町時代後期以降、江戸時代初頭の戒品伝授の一例と言える。

元和七年(一六二二)久外輓(吞)良所伝の「通幻」十哲江附属之次第江(永光寺所藏)に依れば、

(端裏)「通幻」十哲江附属之次第

末山用

通幻寂靈大和尚十哲江附属之次第

教授戒文 大儀軌 小儀軌 血脈 嗣書卷 暈変 自佗両家訓訣 梅華卷 遠思集 曹山録 十哲トモ二度ル分也。

了菴「恵命」和尚江夜參 石屋「真梁」和尚江看後不見

一溪和尚江「根脚七道」 普濟「善救」和尚江「五葉集秘注」

不見和尚江「六句秘注関図」 天徳和尚江雪辛吟

量外和尚江不到秘訣 芳菴和尚江山雲海月

家々之重代也。純可用之。

元和七年八月吉日

宗江比丘東察明(花押)

附与輓良畢

これによれば、通幻派下十哲が各自共通に相伝した典籍として、「教授戒文」「大儀軌」「小儀軌」「血脈」「嗣書卷」「重離暈変訣」「自家訓訣」「佗家訓訣」「梅華卷」「遠思集」「曹山録」があげられている。因みに、この切紙の典拠は、明徳二年(一三九一)の年記を有する通幻寂靈の「葬記」(『續曹洞全書』註解三)と思われる。この史料においても、「教授戒作

法」「菩薩戒作法」伝授（「大儀軌」）「血脉」が、嗣書と共に重要な位置を有していたことが確認出来る。

### 長年寺所蔵「戒法傳受之作法」切紙について

史料名は、端裏書きによって「戒法傳受之作法」切紙と呼称する。書写年次は、奥書に拠れば、永正十年（一五二三）五月五日であり、書写者は、長年寺二世天軸方育（寶光智證禪師、永正十六年（一五一九）二月二十五日示寂）であり、本史料は後掲の署名自筆史料によって方育の自筆と比定する。方育に関して、長年寺には、後掲の「天軸方育署名」切紙や「天軸方育等連署壁書」が現存する。本文「如来釋五十九世」と加筆しているのは、全透院（群馬県高崎市倉渕町）開山、長年寺第五世葉室紹舜（天正四年十二月二十日示寂）である。

以下に本文を翻刻する

（端裏書）戒法傳受之作法

疊安  
椅棹同 六三  
九  
横継

卑

椅師

継

請不上  
資 坐



先六膝行肩掛進前、

摩頂三反。

附囑語警云、

如來親釋五十九世、

嫡々、六五

茲來、

今授某甲、護持勿斷佛種。

三牙三受、開見燒松熟視、

疊取背下、膝行退後三拜。有答拜。

戒法血脉度時、師云、我今授你、盡未來際勿斷絕佛種、大慈大悲哀愍許々々々。」嗣書三牙三受時、師云、我今得你、如  
 積尊迦葉、嫡々相承而到五十九世、吾有正法」眼藏、不殘附你、盡未來際、勿斷絕佛種、大慈大悲哀愍許、々々々々。」  
 戒法行時義式、豎繼而向椅、与師同時九拜、取坐具、子云、請不上座。師坐椅。」其時子九拜而立、曲躬叉手云、某甲  
 生死事大、無常迅速、拜請佛祖命脉、」欲為佛祖新師和尚、慈悲哀愍聽許。其時師取拂子、三依三受十重禁說畢。」子  
 六拜而取坐具立。師椅ヨリ下テ、弟子共ニ三拜。有答拜。師血脉取テ云、我今授」你、盡未來際、勿令斷絕佛種。 嗣法行  
 時義式、向椅橫繼而九拜。後師椅坐。」子九拜而膝行而、師ニ近、」拈嗣書云、我今得你、如積尊得迦葉。嫡々相承而至  
 六」十二世、有正法眼藏、不殘附你、盡未來際、勿令斷絕佛種。子取嗣書、頂戴如是三度、師子ノ摩頂三度、其後袈  
 裟ヲ偏袒肩ニカケ、袈裟ヲヲノ下ニ嗣書掛テ六拜。」其後背後膝行而取坐具。師椅ヨリ下、答拜三拜。其後、師松ヲ燒シテ、嗣書  
 開テ見、」左、手ニ掛時、師云、授你、盡未來際、勿斷絕佛種。其後師向椅三拜。其後子向椅三拜。」

日本永正年癸酉五月五日 前永平方育<sup>一</sup>

長年寺所蔵「愚老印可之次第」に拠れば、「愚老印可之次第／元光 裔正 方育 正旭／圓可 忠哲 文察 全裏／孚白 山居／文龜貳季壬戌八月十二日 慧應花押」とあり、文龜二年（一五〇二）、曇英慧應は、会下の弟子の順次序列を記している。上掲曇英「遺書」が長年寺二世である天岫方育に示されており、更に「戒法傳受之作法」切紙が方育によって書写相伝されていることの意義は極めて大きいと思われる。

龍室元光（永正八年（一五一一）示寂）は、林泉寺（新潟県上越市）中興、楞嚴寺（新潟県上越市柿崎区芋島）開山であり、直翁裔正（『最大山雙林寺歴代記録』によれば、永正六年（一五〇九）四月二十五日示寂）は、雙林寺第四世（明応六年（一四八九）晋住、永正五年（一五〇八）退院）、仁叟寺（吉井町神保下河原）開山である。曇英の「定」に拠れば、

- 定
- 一、元・正・育之三首座、難兄難弟、可爲鼎三足、餘子爲瓊々、
  - 一、愚老派下、北國者林泉寺、関八州者長年寺、可覃其理事、

一、玉泉寺、末代可爲山居、但可爲／三首座次第事、文龜貳年壬戌仲秋吉晨 慧應（花押）とあり、上来の元光、裔正、方育の三首座は、曇英会下の「鼎三足」と位置付けられている。

以下、曇英会下、印可の弟子について略述する。日頃（補）正旭は、普門院第四世である。普門院（大成山と号す。現埼玉県大宮市大成町）は、応永三三年（一四二六）に月江正文を開山として建立とされ、二世一州正伊、三世曇英慧應と次第する。月庭圓可は、冷松寺（鳳凰山と号す。もと双林寺末。宮城県登米郡東和町米谷村。同地の邑主高泉家の菩提寺）二世とされる。冷松寺は龍谷院（康正元年（一四五五）建立（曹洞宗に改宗）。大崎氏の菩提所）に淵源する。俊嶽（補）忠哲は要津院（岩手県一関市赤荻村。文龜元年（一五〇一）曹洞宗に改宗）二世である。後掲の長年寺所蔵「壁書」（永正一四年（一五一七）十一月）に拠れば、この時点で普光寺（新潟県柏崎市）の住持である。明甫文察は、松月院（東京都板橋区赤塚）

二世であり、金剛院（埼玉県秩父市文亀三年（一五〇三）天台宗より曹洞宗へと改宗）開山である。後掲の「壁書」を勘案すると、文察は少なくとも永正十〜十四年（一五二三〜一七）の間、松月院住持である。「全裏」については、判然としない。『曹洞宗大系譜』には、「長山全裏」の名が見える。

「天岫方育等連署壁書」に拠れば、「壁書／孚船山居之事、曇英和尚御遺／戒之上者、号彼兒孫者、不可為門／中之一數者也。為未代擯出之狀／如件／永正龍集<sup>丁</sup>中冬 日／松月院文察（花押）／普廣寺忠哲（花押）／長年寺方育（花押）／雙林寺禪相（花押）／林泉寺本智（花押）」とみえる。前掲の「愚老印可之次第」にみえた玉泉寺三世大潮孚船の擯斥と孚船会下の曇英派下からの排除を記す。玉泉寺（三峰山、旧利根郡月夜野町下牧字東山、現群馬県みなかみ町）は双林寺（旧北群馬郡子持村白井、現同県渋川市）末で、文明二年（一四七〇）沼田長忠が双林寺二世一州正伊を開山に招請して創建したと伝える（『日本洞上聯燈録』「一州正伊」条等）。また、孚船は、永正元年（一五〇四）に永谷寺（中蒲原郡）の開山となっている。

天岫方育は、曇英会下にあつて、後に長年寺二世として、門派の中枢にあつた。その方育が、「戒法傳受之作法」切紙を相伝書写した背景には、儀軌・戒品伝授、血脈相承が伝法の要諦として強く意識されてきたことを示すものと言える。

因みに、ほぼ同内容の切紙が、一州派以外の他派においても相伝されている。神奈川県小田原市香林寺所蔵「伝授之儀式 大樹派」切紙（天正四年（一五七六）同寺六世葉山秀芳（一五七九）所伝、同寺開山大樹乘慶（永正七年十一月十八日示寂）以降相伝の伝承を有する）、正龍寺所蔵「嗣書相承之時礼数儀式」（文禄四年（一五九五）五世繁室良榮より泰雄上座に傳授）等がある。これらの史料は、各門派にとって帰属意識を醸成するとともに、更には正統な法の継承者であることの証明として大きな意味を持っていたことを示すものと言えよう。

## 【参考文献】

金田弘『洞門抄物と国語研究』（研究篇、桜楓社一九七六刊）

同右『洞門抄物と国語研究』（資料篇）『補陀寺蔵門相門参・長興寺蔵上々之参得・長年寺蔵門参（六種）・大中寺蔵

本参』（同右）

安藤嘉則「洞門抄物における夜参の研究」（『曹洞宗研究員研究紀要』第二四号、一九九三年九月）

同右「曹洞三位の研究（一）」（『駒沢女子大学研究紀要』第三号、一九九六年一二）

同右「曹洞三位の研究（二）」（『駒沢女子大学研究紀要』第四号、一九九七・一二）

同右「中世禅宗文献の研究」第三章「曹洞三位と夜参の研究」（『国書刊行会、二〇〇〇年刊』）

石川力山『禅宗相伝資料の研究』上・下巻（法蔵館、二〇〇一年五月）

永平寺史料全書編纂委員会『永平寺史料全書 禅籍篇』第一～四卷（大本山永平寺、二〇〇三～二〇〇七年刊）

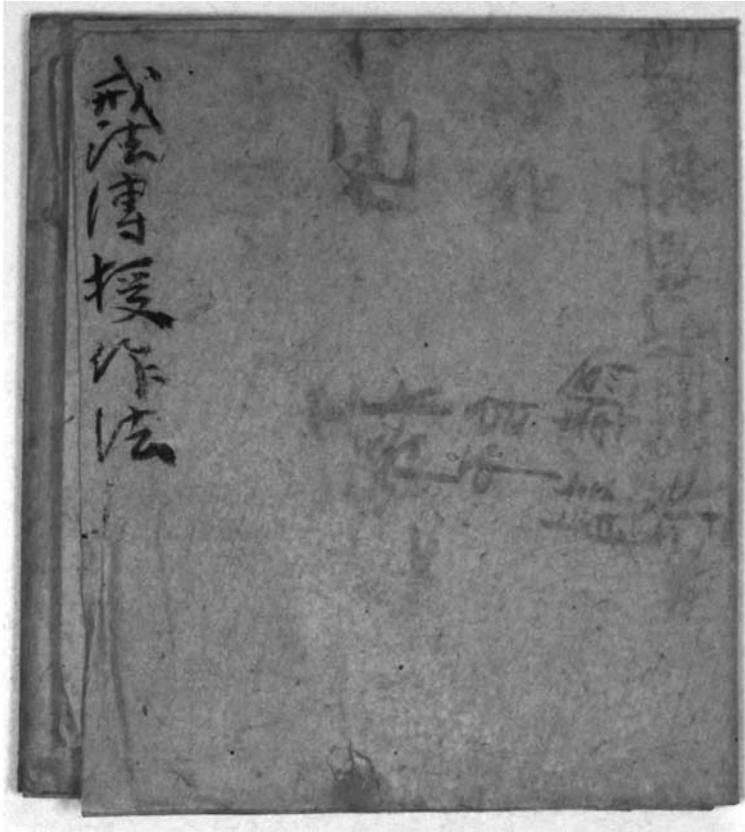
永平寺史料全書編纂委員会『永平寺史料全書 文書篇』第一・二卷（大本山永平寺、二〇一二・二〇一七年刊）

拙稿「林下曹洞宗における相伝史料研究序説（一）」——永平寺所蔵資料（上）」（『駒澤大學佛教學部研究紀要』第六六号、

二〇〇八年三月）。

拙稿「林下曹洞宗における相伝史料研究序説（二）」——永平寺所蔵史料（下）」（『駒澤大學佛教學部論集』第三九号、

二〇〇八年一〇月）



【資料一 長年寺所蔵「戒法傳授作法」切紙】  
「端裏書き」

「本文」

是安  
 橋牌同 六三 横 繼  
 先六膝行肩掛建亦  
 摩頂三反  
 附爲糖筆云  
 如未五市九世  
 摘之  
 茲奉  
 令授其等護持勿新佛種  
 三才三受開見燒殺親  
 是安投下膝行退後三拜有各拜  
 戒法傳受時呼云我令授你事未未際向新佛種大意念美落許三  
 嗣意三才三受時呼云我令授你事未未際向新佛種大意念美落許三  
 眼不殘附你事未未際向新佛種大意念美落許三  
 戒法行時義式三繼而向橋牌同時九拜求坐具云請未上座師坐椅  
 其時九拜而五曲躬又平云某甲生死名又與齊其進拜續過眼  
 後爲繼新所加意念美落許其願以解掛三三三受查誓說畢  
 子拜而仰坐具之師將三下才子共三拜而後拜與眼云我令授  
 你事未未際而令新佛種嗣法時義式向橋牌繼而九拜後所將坐  
 子拜而膝行而呼亦拓嗣意三我令得你知事未未際而令相未而云  
 十二地有正眼不殘附你事未未際而令新佛種子即事而數知是  
 三度呼一摩頂三度其後如常偏袒肩見下如常云之下嗣書掛蘇  
 其後背後膝行而仰坐具師將三下差拜三拜其後將相燒殺親三開則  
 九手掛時呼云授你事未未際而新佛種其後呼向椅三拜其後子向椅拜

橋師請  
 請上坐  
 寶

日本永享十有五月五日而受東方自

【資料二 曇英慧應「愚老印可次第」】





【資料三 「天岫方育署名切紙」】